

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、**住民税非課税世帯と新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯**を支援する国の給付金制度で、沼津市民の申請窓口は沼津市役所になります。
- 受給するためには、**支給対象世帯の区分に応じ、手続きが必要です。**

## 給付金額

1世帯あたり10万円

## 支給時期

手続きの後、  
1～2週間程度が目安です。

## 支給対象世帯の区分と手続き

### 住民税非課税世帯

※ 世帯全員が令和3年度「住民税非課税」の世帯

### 家計急変世帯

※ 令和3年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯

- **市により該当が見込まれた世帯**  
市から送付された「確認書」を返送してください。  
提出期限：令和4年5月2日（月）必着

- **令和3年1月2日以降に沼津市へ転入した方がいる等の世帯**

### A 申請が必要です

申請期間：令和4年2月15日（火）  
～9月30日（金）

>>> 詳しくは裏面「A」へ

- **新型コロナウイルス感染症の影響で非課税相当まで収入が減少した世帯**

### B 申請が必要です

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

申請期間：令和4年2月15日（火）  
～9月30日（金）

>>> 詳しくは裏面「B」へ

※原則、世帯の全員が住民税が課されている他の親族から扶養を受けていないことが支給要件となります。  
※住民税非課税世帯と家計急変世帯で重複支給はできません。



# 給付金の申請方法

- ① 申請書（A、Bで様式が異なります。）を沼津市のホームページなどから入手してください。
- ② 申請書に必要事項を記入し、添付書類と共に郵送又は直接提出してください。

## A 令和3年1月2日以降に沼津市に転入した方がいる等の世帯

### ＜添付書類＞

- ・申請者（世帯主）の本人確認書類のコピー
- ・世帯全員の状況がわかる住民票のコピー 等
- ・令和3年1月1日時点で住民票のある他市区町村の非課税証明書のコピー



## B 家計急変世帯

### ＜添付書類＞

- ・申請者（世帯主）の本人確認書類のコピー
- ・世帯全員の状況がわかる住民票のコピー
- ・収入の状況を確認できる書類のコピー ※収入の内容や時期によって異なります。  
 (例) 給与収入：給与明細書又は源泉徴収票  
 年金収入：年金振込通知書等  
 事業収入・不動産収入：各収入と経費のわかる書類等



### ■ 住民税非課税相当の収入限度額

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	
	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	左記以外の場合
単身又は扶養親族がいない場合	204万3千円以下	96万5千円以下
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合		146万9千円以下
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合		187万7千円以下
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	232万7千円以下	232万7千円以下
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	277万7千円以下	277万7千円以下

(注) 収入ベースの限度額となります。所得とは異なりますので、ご注意ください。

- 新型コロナウイルス感染症の影響でない収入の減少により支給を申請した場合は、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。
- 臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
- 不審な電話や郵便があった場合は、市役所や警察署、警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。

### 制度に関するお問合せ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

TEL : 0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

### 支給に関するお問合せ・申請窓口

沼津市コールセンター

TEL : 055-934-4894

受付時間 平日 8:30~17:15

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号（水道部庁舎3階）  
沼津市役所 福祉臨時特別給付金室

↓ 詳細はこちらから  
沼津市HP案内ページ

